

『古事記』国作り神の歌謡

— 八島国と高志国 —

はじめに

『古事記』には国作りに関わる大国主神の物語がある。『記』において、「天地初発之時」の後に国を生む神はイザナキ・イザナミであり、整えられてゆく神話的領域のひとつ「葦原中国」に関わってそのクニを整えるのは、大国主神である。この神の物語は、「故、此の大国主神の兄弟は、八十神坐しき。然れども、皆、国をば大国主神に避りき。避りし所以は」と始められ、①稲羽の素戔、②大穴牟遲神の受難、③根堅州国での試練、④大国主神としての国作り、⑤沼河北売への求婚、⑥須勢理毘売の嫉妬と和解、⑦大国主神の子孫、⑧少毘古那神との国作り、⑨三諸山の神を祀る、⑩大年神の子孫^①のように構成されている。

右の中で国作りのことは、具体的には④以下に表われる。すなわ

『古事記』国作り神の歌謡

駒 木 敏

ち、根堅州国のスサノヲ（須佐之男）命から「大国主の神、宇都志国玉の神」の称号を得て、スサノヲより奪い取った「生大刀・生弓矢」をもって国作りをする。「故、其の大刀・弓を持ちて、其の八十神を追ひ避りし時に、坂の御尾ごとに追ひ伏せ、河の瀬ごとに追ひ撥ひて、始めて国を作りき」とあるところである。⑧は、「出雲の御大の御前に坐す」オホクニヌシのもとに、波の穂を伝って「帰り来る」この神の名を、神産巢日御祖命に問いただす部分である。カムムスビの言に、スクナビコナ（少毘古那）神と兄弟となつて「其の国を作り堅めむ」とあり、ここでは国作りはスクナビコナとの共同作業として語られる。⑨では、スクナビコナが常世の国に渡つてのち、「吾独りして何にか能く此の国を作ること得む」と嘆くこの神の前に、「海を光らして依り来る神」があり、その神の「能く我が前を治めば、吾、能く共与に相作り成さむ」の言に応えて、

その神を倭の御諸山に祀ることになる。

オホクニヌシの国作りは以上のように表われるのであるが、肝心の国作りの内容は、上記の範囲では具体的ではない。オホクニヌシの国作りそのものは、キ・ミ二神の「いまだ作り^{をば}竟ら」ざる国作りを継承するものと位置づけられるのではあるが、それは、キ・ミ二神の「ただよへる国を修理^{つくろ}ひ固め成（修理固成）」すこととしての「国生み」「神生み」とまったく同位相のものではない。

この一連において、⑤⑥にはオホクニヌシの別名ヤチホコ（八千矛）神を中心とする歌謡群がある。この歌謡物語の部分のみは、それまでオオアナムヂ（大穴牟遲）神の名をもって述べられてきた物語が、突然ヤチホコの名を主にして述べられることや、⑧⑨と比べると直接に国作りに関連するキーワードを持たないこともあり、オクニヌシ物語の中で一見して孤立した印象を与える。⑤⑥の歌謡物語は、国作りの物語の中でどのように位置づけられるのか、また、それがなぜに高志国のヌナカハヒメ（沼河北売）への妻問いをめぐつてのことであるのかについて、以下に小考を試みたい。

一 大国主神の国作りの位相

オホクニヌシの国作りはスクナビコナとの営為、三諸山の神との営為では直接的に表現されるが、高志国のヌナカハヒメへの妻問い

には、直接「国作り」に関する表現はない。オホクニヌシの国作りとヤチホコの妻問い物語とはいかに結びついているのであろうか。

この神の国作りは、記事の並びとしては以下のように表われる。

- a 根堅州国からの帰還と国作り (④) ↓ア・系譜的記事（八上比売と適妻・須世理毘売）
- b 沼河北売への求婚、須勢理毘売の嫉妬と和解 (⑤、⑥) ↓イ・大国主神の系譜 (⑦)
- c 少毘古那神との国作り (⑧)
- d 三諸山の神を祀ることによる国作り (⑨) ↓ウ・大年神の系譜 (⑩)

すなわち、aにいう「始めて国を作りき」は、ササノヲの祝福、命名に集約されるように、幾多の苦難を克服して神格を転じたオホクニヌシが、八十神の中から選ばれた神として、葦原中国の国作りに着手したというのであろう。それが以後のc・dの「国作り」に継続するものである（「注解」とすれば、bのみがそこから外れる。しかしながら、根堅州国からの帰還後に「始めて」国作りしたといひ、c・dにそれが反復されるのであるから、bもまた国作りの一環に位置づけられているとしてよいのではあるまいか。

従来、bとc・dとは内容的に乖離するものと解釈されてきた。c・dの国作りを農耕的、開拓的なものと理解する向きが強かった

ためである。菅野雅雄氏は、オホクニヌシの国作りについて、「農地を開拓すること」（『鑑賞日本古典文学 古事記』）、「土地の開拓と農耕」（『思想大系 古事記』）などの理解を批判的にとらえ直して、「あくまでもまつろはぬ人どもを言向け和平す（国土平定）の意」とし、この国作りは『書紀』には見られない『古事記』独自の一つの抽象的な国作りの物語^③であると指摘する。大刀・弓を持つての八十神の撃退の記事を根拠とするのである。開拓・農耕のレベルの国作りとする理解は、『出雲国風土記』意宇郡出雲神戸条の「五百津鋤々猶所取々而、所造天下大穴持命」などの記述に基づく推定（『思想大系 古事記』）であり、武力による国土平定の国作りとする理解は、前記aの部分に比重をかけた解釈である。

これらに対して金井清一氏は、aが「戦闘平定行為」、cが「農耕文化的行為」、dが「農耕・祭祀行為」と見て、「これらの行為を意図という観点からみて『国』を『作る』というのである^④」と整理している。cのスクナビコナとの共同作業については、氏自ら「農耕、穀物栽培という行為が想定されるが、明白ではない」とするよう、農耕文化的と言いつけるほど明確に述べられてはいないのであるが、この神は穀霊神的なイメージが強いといえる。また、dに農耕的性格が想定できるかどうかも明確ではないが、この神は、「倭」の「御諸山の上」に祀られることを要求し、『書紀』によれば、

この御酒は 我が御酒ならず

大和成す 大物主の 醸みし御酒 幾久幾久（書紀一五）

ともあるように、「大和成す」、つまりヤマトの国作りの神であることが関わっているのである。『記』では、「其の神の言ひしく、『能く我が前を治めば、吾、能く共与に相作り成さむ』」、「吾をば、倭の青垣の東の山にいつき奉れ」とあり、オホクニヌシはそれに応えたのであろうから、この部分は、御諸山の神（大物主）を奉祭することによって、大八島国（葦原中国）の国作りが果たされたことを述べていることになる。

具体的に述べられないことがなお多いけれども、以上のオホクニヌシの国作りを金井説に倣って整理すれば、a、軍事的平定（大刀・弓を持つての国作り）、b、農耕的文化の確定（スクナビコナとの国作り）、c、ヤマトの主宰神の祭祀（大物主との国作り）となるであろう。ササノヲからの祝福と命名によって、平定征討の国作りが開始され、さらにスクナビコナ、オホモノヌシ神との国作りが反復され、これらが全円的に満たされて、オホクニヌシの国作りは完結するというのであろう。

こう考えてくると、武器を名に負うヤチホコ神の歌謡物語がここに配置されていることにも、大八島国の整序の一環たる国作りの觀念に要請されてある側面を見ることができよう。

現下のところ、このbの位置づけについては、偉大な神の色好みの徳を語るとする神野志隆光氏の説が説得的である。氏は折口信夫論^⑤を受けて、二組みの唱和（恋愛物語）に「色好み」の徳というべきもの」を指摘する。すなわち、ヤチホコ歌謡物語について、「遠いコシのヌナカハヒメをも妻とし、正妻の嫉妬をも和めて、全体を破綻なくあらしめていることが、まさにオホクニヌシと呼ばれるにふさわしい証なのである」^⑥と述べるところである。ヤチホコの物語の直後にオホクニヌシの系譜記事が続く点からも、この読みは首肯されよう。その上で、その歌謡物語のヌナカハヒメへの妻問いそのものの中に、オホクニヌシⅡヤチホコ神の国作りに関係する要素はないのか、という問題を問うてみたい。なぜならば、この記事の並びは、a、b以前を国作り神・オホクニヌシの定位とその系譜（イ）でいったん括り、さらに国作りの完成を述べる、と読めないこともないが、妻問いの歌謡群からなるヤチホコの記事をも含めて、全体が国作り神の定位を述べるとも読めるであろうからである。ここで、ヤチホコのヌナカハヒメへの妻問いが八島国の果ての「高志の国」に向かつてのものであることが、改めて注目される。

二 ヤチホコ神の歌謡と八島国

ヤチホコ神の物語は四首の歌謡群を中心として構成され、その第

一首目のヌナカハヒメへの妻問いに関する『記』二番歌謡には、「八千矛の 神の命は 夜斯麻久爾 都麻々岐迦泥豆 登々富々斯 故志能久邇々 賢し女を 有りと聞かして 妙し女を 有りと聞かして」の表現がある。この「八島国妻枕さかねて」の解釈には、大きく括れば、(1)へ八島国のあちこちに妻を求めかねて、遠い高志の国に、(2)へ八島国の中に妻を求めかねて、その外の高志の国に)の二つがある。(1)は宣長「古事記伝」が「夜斯麻久爾は八嶋国にて、八嶋国の中にてと云意なり」として以来の解で大方の支持を得てきた。ところがこの表現は、(2)のように、八島国の中に妻を求めえなかつたがために「遠々し越の国」まで出かけたと理解されうることも否めない。この解では、「越」の国は「八島国」の外にある」（『古代歌謡全注釈 古事記編』）ことになる。すなわち、(1)の解が「八島国」を国生みに述べられる「大八島国」とするのに対して、(2)の解は「八島国」を多くの国と理解するのである（『注釈』、『古典集成 古事記』など）。

この点に関しては、先にも触れたように、八島国はキ・のミ国生みにおける「大八島」と呼称し、オホクニヌシの「始作国也」と照応しつつ「うけとるべき」だとする見解（『注釈』）に従うことができよう。古事記の文脈に即して、国作りの神の側からヤシマク二といわれるとき、それは国生みのオホヤシマク二に関わるとする

方が自然だからである。

これに関しては、「天つ神諸あまのつかみの命のみこと」に基づくキ・ミ二神の「修理固成」に対して、オホクニヌシの国作りには他の世界からの意志が働いている点から、直接には繋がらないとする見方もある。^⑦「記」の国作りは、キ・ミ二神の国作りにせよオホクニヌシの国作りにせよ、基本的には二神対偶の作業として捉えられる。イザナミの黄泉国への神避りに際して、イザナキが「吾と汝と作れる国、未だ作り竟らず。故、還るべし」と嘆き、スクナビコナが常世国に渡りし後に、「吾独りして何にか能く此の国を作ること得む。孰たゞれの神か吾と能く此の国を相作らむ」と嘆くところである。オホクニヌシとスクナビコナ、三諸の神（オホモノヌシ）の対偶がキ・ミ（男女）のそれでないことは国作りの位相の違いを暗示しているようだが、根の国のスサノヲの保証による国作り、常世から寄り来るスクナビコナ、「海を光らして依り来る」オホモノヌシとの国作りは、いずれも葦原中国の周辺の異界からの保証によってなされる点も同じである。ことにカムムスヒ神の命によるスクナビコナとの国作りは、天神からの方向性を持つといえる。この国作りが、『記』の文脈ではやがて課題となる「国譲り」の前提であることから、オホクニヌシの国作りはキ・ミ二神の国作りに連続するものとしてよいと考ええる。

継体紀七年九月条の勾大兄皇子が春日皇女を妻問うた時の歌謡は、

『古事記』国作り神の歌謡

八島国 妻枕きかねて 春日の 春日の国に 妙し女を 有り
と聞きて 宜し女を 有りと聞きて（書紀九六）

と始められ、この冒頭部は『記』二番歌とほぼ同じである。『記』二番の「八島国 妻枕きかねて」の表現を「八島国の内に妻を求めかねて」「八島国の外の高志の国に」と解釈する立場は、この歌謡の場合、「春日の国」が八島国の外とすることは無理であることから、『紀』九六番歌が『記』二番歌の表現をそのまま取り込み、継ぎ合わせたところから生じたものと位置づける。しかし、これについても『注解』が指摘するように、むしろ、「八島国のあちこちで妻を求めかねて」と解釈して、記二番歌の高志が八島国の内にあると読んでよいことを示す資料となる。「疑神語体」^⑧ではあるにしても、『紀』九六番歌が継体紀のものとしてありえたことは、『記』二番歌の神の妻問いを規範として意識しているからであろう。「八島国 妻枕きかねて」の表現は、沼河比売や春日皇女が多くの中から選ばれた優れた女性であることを意味するといえる。神や天皇の妻問いは国々の秩序化でもあるからである。

三 八島国と大八島国

「八島国 妻枕きかねて」の語法は、確かに両様の解釈をもたらず不明瞭な要素を含むけれども、この部分の解釈の分岐点は、ヤシ

マクニの理解に関わる問題であったといえる。ヤシマクニの語の理解は、一方にオホヤシマクニ（「大八島（嶋）国」・「大八州（洲）」の二つの表記の系統をもつ）の語があることと不可分である。

まず、オホヤシマクニは天皇の天下統治と結びついて定位された国号である。すなわち、オホヤシマクニの語は、『養老令』の「公式令第廿一・詔書式」によれば、詔冒頭の天皇の表記を五例にわたって示す中の第三項目に「明神御大八州天皇詔旨云云」と表われる。五つの書式のうち五番めの「詔旨云々」の表記を除いて、「養老令」とほぼ同一の字句が「大宝令」からも復原できることから、「他は養老令とほぼ同一の字句であったと推定される」^⑩から、オホヤシマクニの国号は「大宝令」には定着していたとしてよいようである。オホヤシマクニの語は、明らかに天皇の支配、統治に関わる版図としての国土という意味を付与されてある。「令集解」所引の『古記』が『書紀』神代上本文の「大八洲」生成の条を挙げて注解するように、それは国生みにより画定された版図とも呼応する。この現実的、地上的次元において「制度化された国号」^⑪としての名辞は、『葦原中国』がこの国土を神話的に保証する名称であることと、やや方向性を異にしているといえよう。

さて、『記』にオホヤシマクニの語が表われるのは、a. 「飛鳥清原大宮に大八州を御所めたまひし天皇御世」（序文）、b. 「大八島

国」（上巻「国生み」条）、c. 「詔ひしくは、『吾は纏向の日代宮に坐して大八島国を知らず、大帯日子淤斯呂和気天皇の御子ぞ』（景行記・小碓命の西征）の三ヶ所である。

このオホヤシマクニの語について岡田精司氏は、明確な「大八州」の初見が『日本書紀』天武十二年正月条の詔に表われる「明神御大八州日本根子天皇」であることから、「大八州」の成立を天武朝とし、特に、神語にみられる「八島国」とは区別するべきことを指摘している。他方、これについては、孝徳紀の「現為明神御八嶋国天皇」（大化二年三月壬午条、皇太子の名代・子代奉献の奏）、「淨治四方大八嶋」（白雉元年二月戊寅条、白雉出現の皇太子の賀詞）の存在から、孝徳朝にまで遡りうるとする考えもある^⑫。そして、これらの説では、孝徳紀の「八島国」や「四方大八島」の表現に、オホヤシマクニ観念の形成を見ようとする。

これらの諸説を精査して寺川真知夫氏が述べるように、「オホヤシマは七世紀以後の天皇の直接統治する現実的な国土をいう」^⑬としてよいであろう。ヤシマクニの語が普通名詞としていつ頃からいかなる意味を担って存在したかは明らかではないが、「八島国」や「大八島」の表現は、明らかにオホヤシマクニの観念を担っていたと考えられる。

さらに、ヤシマクニに関しては、次の万葉歌の存在の意味すると

こちらも参考になる。

明つ神 我が大君の 天の下 八嶋之中尔 国はしも 多くあれども 里はしも さはにあれども 山並みの 宜しき国と川並の 立ち合ふ里と 山背の 鹿背山の際に 宮柱 太敷きまつり 高知らす 布当の宮は(六・一〇五〇、田辺福麻呂歌集)

八千樺の 神の御代より 百船の 泊つる泊りと 八嶋国 百船人の 定めてし 敏馬の浦は(六・一〇六五、田辺福麻呂歌集)

ここに表われる「八島」や「八島国」は「多くのシマのある(あるいはシマから成る)国土」の意として理解されて、『記』歌謡のヤシマクニの意味を「大八島国」の意味ではないとする説の類例ともされたものであるが、むしろ前記の「八島国」や「八州」に通じる意味を担っているとの方がよい。前者の「明つ神わが大君(明津神吾皇)」、「八島」などの表現は、明らかに「公式令」の規定する「明神御大八州天皇(詔巨)」を踏まえている。沢瀉久孝『萬葉集注釈』は「明つ神」について、「公式令義解の詔書式」「孝徳紀」「文武紀」十二年、『統紀』文武元年の詔を引いて説明し、「八島の中に」についても『記』の国生み条を引き「日本列島を指す」としている。吉井巖『萬葉集全注卷六』も「明つ神」について、「大宝の

『公式令』で定められたとして、「福麻呂の使用はこの令の書式を受けた」ものと見、「八島」については「日本の国の意。一〇六五に『八島国』とあり、この表現も『公式令』に示す当時の公用的表現であろう」としている。このヤシマも、「明つ神(天の下)の中にすでに明示的ではあるが、「明つ神」としての天皇が統治する「天下」としてのそれをいうのである。

さらに後者においては、そのヤシマクニの始原が「八千樺の神の御代」において把握されていて、ヤチホコ神と八島国平定の記憶は分ちがたく存在している。

これらを通してみれば、ヤシマクニがヤチホコ神によってその始原を開かれたことと、そこが「明つ神」たる天皇によって統治される天下であることが明確に捉えられていることになる。

このようにみると、『記』歌謡のヤシマクニについて「多くの島々からなる国土」という普通名詞的な意味を想定するのは躊躇される。普通名詞としてのヤシマクニの語の存在を否定するものではないが、そのように用いられたヤシマクニの確実な用例を確かめないのである。ヤシマクニの語は、「公式令・詔書式」のように規範化されていない形式のものではあっても、版図としてのオホヤシマクニの意を内包し、国土、国号としての意義を有していたと考えられる。

四 大八島国と高志国

『記』において、八島国の版図と高志国の位置関係には大きな意味があり、ヤチホコ神の国作りはそこに関連している。記二番が「遠々し 高志の国」を詠いこんでいることは、これに関わって理解されなければならない。

ここで、『記』の「国生み」条における八つの島嶼を確認しておけば、「淡道之穂之狭別島・伊予之二名島・隠岐之三子島・筑紫島・伊伎島・津島・佐度島・大倭豊秋津島」である。これらが「大倭」を中心とする西部日本の島々によっていることは、周知のことである^⑮。八島国を構成するこれらの島々の名によれば、その版図は佐渡島を北限としているのであり、「高志国」はその外縁、辺境に位置するといえるのではあるまいか。

『書紀』の国生み条との比較によっても、このことは確かめられる。『書紀』「神代上」第四段の本文によれば、「先づ淡路洲を以て胞^よとして生みなされた「大八洲国」を構成する島々は、「大日本豊秋津洲・伊豫二名洲・筑紫洲・億岐洲・佐渡洲・越洲・大洲・吉備子洲」である。この条について、『古典大系 日本書紀』は、「以下の島島の名は、神話の成立の頃、大和朝廷の統治した領土の範囲を示すものであろう。一書を含めて、その大部分は、アキヅ島に始

まり、瀬戸内海から九州へ行き、日本海かを隠岐から佐渡へ行つて、越の国に戻り、吉備島で終っている」と注記する。ここに『記』とは異なる『書紀』のオホヤシマクニの範囲を確かめることができる。

さらに、『書紀』「神代上」第四段の各種の異伝が挙げる「大八州」の範囲を比較すると、佐渡島を北限とする点においていずれも『記』に共通であるが、第一・第六・第八の一書でも、大八州国の一つの「州」として「越州」を独立して挙げている点が注目される。これについて『全註釈』は、「越洲は即ち後の越前・越中・越後の地域であつて、明らかに『本州』の一部である。それが大日本豊秋津洲とは別に生まれたといふのは、大日本豊秋津洲が広く本州を指すものではないことを明確に語っているのである」と指摘する。その上で、『書紀』国生みの「大八洲国」の領域として「越州」を独立して含む伝承と含まぬ伝承とがあるという事実は、『古事記』の「大倭豊秋津島」の範囲にも高志国が含まれないことを示しているとするのである。しかしながら、「高志」越をオホヤシマクニを構成する一つのシマ（空間領域）としての「大倭豊秋津島」とは別の空間領域と把握する伝承があつたことと、「大倭豊秋津島」の中に高志国が含まれるか否かということとは、別個の問題であらう。ことは、「大倭豊秋津島」の範囲にも関連する。青木周平氏は「倭」「大倭」の意義を検討する立場から、『記』の「大倭豊秋津島」

は、畿内Ⅱウチツクニを指すと指摘される。すなわち、景行記の「大倭の国に、われ二人に益りて、建き男は坐しけり。ここをもちて、われ、御名を献らむ。今より後は、倭建の御子と称ふべし」という熊曾建の発言について、ヤマトの国を「大倭国」と記すのは、古事記中この一例だけであり、「他にはへ大八嶋國生み神話」の『大倭豊秋津嶋』があるのみである」ことから、この二つには関連が認められるとして、その意義について「この『大倭』は共に支配領域（ウチツクニ）としての畿内を指す可能性があると帰結する。一つの問題ではあるが、そのように理解するとき、国土の版図としての「大八島国」と「大倭豊秋津嶋」の範囲（畿内）との矛盾が生じてしまうのではあるまいか。別にこの点に関しては、『記』の「倭」「大倭」の用字の差異を手掛かりに、『倭』という表現は、ほとんど狭い意味の『やまと』すなわち、「奈良盆地の大和で、その中でもとくに三輪山の西の麓、あるいは南の麓、さらに城上、城下、十市のあたり一帯を指す」のに対して、「大倭豊秋津嶋」「大倭国」などは「日本全体を指して」いるとの指摘もある¹⁷⁾。要するに、「大倭豊秋津嶋」あるいはそれを原核とする「大倭国」の範囲（空間認識）には時代的な変化があり、古事記国生みの「大倭豊秋津嶋」の段階では「高志（越）」はその辺境にあるという認識であろう。それゆえに、ヤチホコの妻問いや崇神記の三道への將軍派遣に際して

そこが問題となるのだと思われる。

端的に言えば、国生みにおけるオホヤシマクニとは、やがて天神の末裔としての天皇が統治してゆくべき版図の提示であり、大國主神の国作りはそれを継続しつつ国土としてより整えることである。『記』中巻以降、神武記から景行記に至るこの国の平定物語は、オホヤシマクニの実質的な秩序、肉づけなのであり、そのような意味におけるオホヤシマクニの秩序の確立と見るべきである。

国生みのオホヤシマクニに高志を含めていない『記』は、『書紀』本文や一書とは別の形で高志国を対象化しているように思われる。菅野雅雄氏は、ヤチホコ神のヌナカハヒメへの求婚について、『記』の「国生み」条が「越の国」に触れていないことと関連づけて、『記』が佐渡島を語り乍らへ越洲を除外しているのは極めて暗示的である。恐らく『記』は当初からへ越洲の併合をここで語る構想であったのだろう¹⁸⁾と述べている。前述のように、高志国がオホヤシマクニに含まれないとすることは問題を残すが、そこがオホヤシマクニの秩序化にとって欠くべからざる領域として位置づけられていることは確認できよう。

五 高志国の位置

『記』の国生みは、大倭豊秋津嶋とそれを囲む七つの島嶼群をも

つてオホヤシマクニの確定を提示する。高志国は当然そのオホヤシマクニの内の大倭豊秋津島に属する一領域と把握されていたものと思われる。問題は、高志の地がオホヤシマクニの版図の中でいかに位置づけられていたのかに關係する。オホヤシマクニの秩序化について、『記』が高志国をどのように把握しているのかは、次の記事を通してもうかがうことができる。

又、此の御世に、大毘古命は、高志道に遣し、其の子建沼河別命は、東の方の十二の道に遣して、其のまつろはぬ人等を和し平げしめき。又、日子坐王は、且波国に遣して、玖賀耳之御笠（此は人の名ぞ）を殺さしめき。（崇神記。大毘古命ら三將軍の派遣）

爾くして、山辺の大鷯（此は人の名ぞ）を遣して、其の鳥を取らしめき。故、是の人、其の鷯（くま）を追ひ尋ねて、木の国より針間国に到り、亦、稲羽国に追ひ越えて、即ち、且波国・多遲麻国に到り、東の方に追ひ廻りて、近淡海国に到りて、乃ち三野国に越え、尾張国より伝ひて科野国に追ひ、遂に高志国に追ひ到りて、和那美の水門にして網を張り、其の鳥を取りて、持ち上り献りき。（垂仁記。本牟智和氣の御子）

前者は、崇神記の三將軍派遣の記事である。「高志の道」は高志国を終点とする北陸道である。高志国が「東方十二道」、「丹波」と

ともに「其のまつろはぬ人等を和し平げしめ」る対象、いまだ順化していない領域に位置づけられる。天下の版図の平定において、高志道（高志国）は一つの重要な界域として意識されている。三將軍派遣の記事は、それらの界域が平定されて天皇の支配するヤシマクニが安定することをいうのである（事実、記事は「故、大毘古命は、先の命の随（ま）に、高志国に罷り行きき。爾くして、東の方より遣さえし建沼河別と其の父大毘古とは、共に相津に往き遇ひき」と応じられ、「是を以て、各遣さえし国の政を和し平げて、覆（かへり）奏（とま）しき。爾くして、天の下太きに平ぎ、人民富み栄えき」と繋（か）がれ、「故、其の御世を称へて、初国を知らず御真木天皇と謂ふぞ」と結ばれている）。天神・地祇や主要な神々の祭祀の整備と高志道、東の方十二道、且波国などの諸国（諸道）の平定を語る崇神記が、高志道を意識している点には、ヤチホコ神の妻問いにおいて「高志国」が対象とされることと重層する觀念が認められよう。

後者の記事は、物言わぬ本牟智和氣の御子（垂仁天皇皇子）のために山辺の大鷯が鷯を追尋した行程に関するもので、オホヤシマクニの版図とは無関係のようにも読めるが、物語は使者が鷯を追ひ国中を彷徨したというのであるから、最後にこれを捉えた「高志国」は、やはり辺境の地と意識されていたと考えられよう。

米沢康氏は、『日本書紀』の孝徳紀から持統紀に至るあいだの越

に関する記事について、「全十五条のうち十一条までが蝦夷との関係になる記事であり、しかも残る四条のうち、また、三条がそれに関連する記事であって、蝦夷との関係のない記事は、僅かに『天智紀』七年秋七月条の一条に過ぎないという特徴的な事実^①に遭遇する。換言すれば、大化以後の越関係記事は蝦夷との関係になるものが圧倒的なわけである」と述べる。大和朝廷によるコシ支配の第三段階としての越後の経営の確立期（七世紀以降）を明らかにする立場からの考察であるが、「大八島国」と「高志国」との関係についても示唆するところが大きいといえよう。

ここにおける高志国は、小碓命^ニヤマトタケルの国土平定において、「西の方に熊曾建二人有り」（景行記）とあるクマソヤ「東の方十二の道の荒ぶる神とまつろはぬ人等とを言向け和し平げよ」（同）とある東方の国（アヅマ）が周辺の国と意識されることにも対応している。そのような意味でも、高志国は大八島国の内で不安定な位置にあるといえよう。高志国は北陸道の果てとして、なおオホヤシマクニとその外の境界、辺境の地であったのである。

おわりに

キ・ミ・ニ神により生み成されてあるオホヤシマクニは、空間領域としては画定されていても、いまだ国土としての実質を備えるには

『古事記』国作り神の歌謡

至っていない。オホクニヌシ神による国作りが要請されたゆえんである。空間領域としてはオホヤシマクニに属しながら、いまだ実質的に国土の範疇に位置づけられていない高志国に、オホクニヌシ^ニヤチホコ神は妻問いをするのである。従って、ヤチホコ神の高志国への妻問いは、一面でオホヤシマクニ（葦原中国）の秩序化としての国作りと把握される。少なくとも、ヌナカハヒメとの婚姻がこの神のヤシマクニ平定の一環にあることだけは認められてよい。オホヤシマクニは国土として形成され、整序されなければならない。ヤチホコ神の高志国への妻問いは、婚姻を通してのひとつの領域の領有であると同時に、国土の整序としての国作りとしての意味合いをもつのである。むろんそのことは、『記』の意図として、この神の妻問いが「色好みの徳」をもって称えられることと共存しうるものと思われる。

以上を括れば、国生みの条において画定された「大八島国」は、ヤチホコ神^ニオホクニヌシ神の歌謡において引き受けられ、その妻問い歌謡群は大国主神の国作りの一環として、国土の整序を語るものと位置づけられていることを示すのである。

注

① 章段分けは、西宮一民校注『古典集成 古事記』に拠った。なお、以

下『古事記』の引用は、山口佳紀・神野志隆光校注『新編日本古典文学全集 古事記』による。

- ② 神野志隆光「古事記―天皇の世界の物語―」第一編第三章、日本放送出版協会、一九九五年。なお、山口佳紀・神野志隆光「古事記注解」参照。

- ③ 菅野雅雄「古事記の構想」、平成五年六月、おうふう、一〇四頁。また寺川真知夫氏も、スサノヲの「汝が持てる」の指示に基づくことから、オホクニヌシの国作りは「軍事的ひいては政治的なもの」と指摘する（寺川真知夫「大國主神の性格と大國主神の形成」『古事記研究大系』

4 古事記の神話、一九九三年六月、高科書店）。

- ④ 金井清一「古事記上巻『修理固成』の及ぶところ」（京都産業大学日本文化研究所紀要）第五号、二〇〇〇年三月）。

- ⑤ 折口信夫「国文学」第二部第三章（『折口信夫全集 一四卷』昭和三〇年二月、中央公論社）。

- ⑥ 神野志・注②前掲書、一一二頁。

- ⑦ 寺川・注③前掲論、金井・注④前掲論。

- ⑧ 益田勝実「記紀歌謡」、昭和四七年、筑摩書房、六三頁。

- ⑨ 「大八洲」を井上光貞他校注「思想大系 律令」はオホヤシマノクニと訓読し（三六六頁）、青木和夫他校注「新日本古典文学大系 続日本紀二」はオホヤシマクニと訓読する（慶雲四年七月壬子条、第五詔、一三九頁）。本稿ではオホヤシマクニで統一する。

- ⑩ 井上光貞他校注「思想大系 律令」、六三八頁。

- ⑪ 西條勉「天孫降臨の論理構造」『古代研究』第二三号、昭和五六年六月。

- ⑫ 岡田精司「日本古代の祭祀と神話」、一九七〇年、塙書房、二〇五頁。

- ⑬ 萩原千鶴「大八島生み神話の景行朝志向」『お茶の水女子大学人文科

学紀要』第三〇号、一九七七年三月。

- ⑭ 寺川真知夫「大八嶋国―その神話的世界としての役割―」（『太田善麿先生追悼論文集 古事記・日本書紀論叢』平成十一年七月、続群書類従刊行会）。

- ⑮ 例えば「思想大系 古事記」では、「記紀の国生み神話の段に現れる島々には西日本の島が多く、また対外航路の要地の吉備児島や五島列島（知訶嶋・志岐・対馬があるのも、畿内の民衆の生活感覚とはかけはなれた支配者の対外関心のもとで形成されたことを示している」とする。三三二頁）。

- ⑯ 青木周平「古事記研究」、一九九四年、桜楓社、二〇六頁。

- ⑰ 岸俊男「古代史からみた万葉歌」、一九九一年、学生社、二二五―二一六頁。

- ⑱ 菅野・注③前掲書、九二頁。

- ⑲ 米沢康「大化前代における越の史的位位置」（『信濃』一七卷一号、一九六五年一月）。「越中古代史の研究」一九六五年、所収）。

また八木允氏が、養老公式令の「朝集使」条を挙げて、「東海道坂東・東山道山東・北陸道神濟以北と並ぶ地理的区分には、畿内と東国との関連についての一つの限界を示唆するものがある」と述べる（『上代日本の東と西』『解釈と鑑賞』昭和三八年六月号）のも参考になる。